

## 顕在化する気候変動の影響と適応法の制定

### ◆6月の長雨と7月の高温で、8月の野菜が不作、高値に

農林水産省の2018年8月の野菜の生育状況と価格見通しで、調査14品目のうち9品目が生育低下、出荷数減少の見込みと発表された。葉茎菜類（キャベツ、レタスなど）は7月中旬以降の高温や少雨、果菜類（きゅうり、なすなど）は6月中旬からの日照不足が原因である。指標となる東京都中央卸売市場の価格見通しも、9品目で直近5年間の平均より2割以上の高値と予想された。8月を通して高値となるのは、この5年間0～3品目であり、実際に8月末のトマトやきゅうりの価格は、全国で平年より約5割高い値を付けた。今年の特異な状況である。

### ◆顕在化する、気候変動の影響

全国的な異常気象に見舞われた18年は、熱中症患者も大幅に増えた。総務省消防庁の速報によると、7/16から8/12までの救急搬送人数は57,022人で、前年同期の2.5倍であった。7月には、西日本で豪雨災害も多発した。

このような気候変動の影響は、農林水産業や人の健康、自然災害の他にも、高潮被害や自然生態系、水環境、水資源への影響として現れ、経済や生活にも影響を及ぼす。影響は既に顕在化しており、気候変動への適応が重要となっている。

### ◆気候変動適応法が公布され、法定計画の下に適応策が進められる

気候変動適応法が、18年6月に成立、公布された。半年以内に施行される本法では、担うべき役割を明確にしておき、政府が適応計画を策定し、国や地方公共団体が施策を推進する責務を負うことを定めた。また、環境大臣が5年毎を目安に作成・公表する気候変動影響の評価報告などで計画をチェックし、必要時には、政府が速やかに計画を見直すことも定めた。

適応計画は、15年11月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」が法定計画に格上げされる予定である。計画に基づいた府省庁の施策は既に始まっており、56の施策群ごとの1年目の進捗が、試行的なフォローアップ報告のかたちで17年10月にまとめられた。施策の今後の成り行きに注目したい。【袴家淳雄】